

1 新潟市ひまわりクラブとは

就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図るための施設です。事業は、市が実施していますが、運営管理は（社福）新潟市社会福祉協議会が委託を受けて実施しています。（社福）新潟市社会福祉協議会では、各ひまわりクラブに専任の指導員を配置し、児童の保護及び育成にあたっています。

ひまわりクラブでは、表紙裏の「新潟市ひまわりクラブでの活動指針」に基づき、放課後にクラブの施設等を利用し、安全で適切な遊び及び望ましい生活体験の場を通して、児童の健全な育成を図ります。

2 入会対象児童

ひまわりクラブに入会を希望する児童は、次の要件を備えていることが必要です。

(1) 新潟市内に住所を有する児童

(2) 原則として、小学校1年生から小学校3年生までの児童

(3) 就労等により昼間保護者のいない家庭の児童

※ 小学校4年生以上でも、特別な事情があれば、入会を許可することがあります。詳しくは指導員までお問い合わせください。

※ 入会后、就労等の現況調査のため、再度就労証明書を提出していただくことがあります。

※ 次に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又は、クラブの利用を一時停止させることがありますのでご注意ください。

① 入会の要件を満たさなくなった場合。

② 正当な理由なく利用料を滞納した場合。

③ 市長がクラブの管理運営上支障があると認めた場合。

3 開設日と開設時間

(1) 学校の平常授業期間・・・放課後から午後6時30分まで

(2) 土曜日、学校の臨時休校、春、夏、秋、冬休み期間

・・・午前8時から午後6時30分まで

※ ただし日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は閉設します。

4 費用負担

(1) 利用料・・・児童一人につき月額6,900円

※ 毎月末日までに金融機関の口座振替または納付書によりお納めください。

※ 平成24年度（平成23年分所得）の世帯の市民税所得割額（両親の合計額）により利用料が減免されます。申請手続き及び「減免区分」は入会案内を参照ください。

※ 月途中の入会や退会の場合でも利用料はその月分として徴収されますのでご承知ください。

- (1) クラブ活動費・・・おやつや行事・交流活動などにかかる費用を別途納入していただきます。P8「10 クラブ活動費について」を参照ください。

5 退会

退会するときは、事前に「退会届」を提出してください。「退会届」を提出しないと利用料が徴収されますのでご注意ください。

また、ひまわりクラブを利用する要件に該当しなくなった場合は、退会していただくことになります。

6 集団かぜ等の対応

学校で「集団かぜ」等のため学級閉鎖等の措置がとられるときやクラブで「かぜ」等がまん延するときには、ひまわりクラブは、次のように対応しますので、ご協力ください。

- (1) お子さまが「かぜ」等にかかったら自宅で静養させてください。
(2) 「かぜ」等をひいていない子のために、「ひまわりクラブ」は原則として、通常の放課後は平常通り「開設します」。
(3) 学校が「学級閉鎖等をするとき」、午前8時から午後6時30分まで「開設します」。

ア 学校が学級閉鎖をするとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

○ 「かぜ」をひいていない子が登所できます。

イ 学校が放課時刻を早めるとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

○ 学校と連携し、放課時刻に合わせて開設します。

ウ 学校が始業時刻を遅らせるとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

○ 安全に配慮しながら、クラブから学校の始業時刻に合わせ、児童を登校させます。

(4) ひまわりクラブへ来て「かぜ」等の症状が現れた場合には、保護者の方に連絡をしますのでお迎えをお願いします。

(5) ひまわりクラブ内で多数の患者が発生した場合は、クラブを閉鎖することもあります。

※ 今後のインフルエンザの対応については、状況に応じて、その都度お知らせします。

7 台風、大雨、大雪等非常時の対応

台風の接近や大雨、大雪等の自然災害に備え、学校が「臨時休校」「早い放課」「始業遅れ」等の措置をとることが予測されます。ひまわりクラブでは、台風の大きさや通過コース・時間帯、降水（雪）量等、気象情報に注視し、対応を決定します。

(1) 学校が休校等のとき、午前8時から午後6時30分まで「開設します」。

ア 学校が休校のとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

- ご利用される場合は、必ず保護者の方がお子さまをクラブまでお送りください。また、安全のためにも必ず指導員にお子さまを直接お引き渡しくださいますようお願いいたします。

イ 学校が放課時刻を早めるとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

- 学校と連携し、放課時刻に合わせて開設します。

ウ 学校が始業時刻を遅らせるとき

——→ ひまわりクラブは、原則「開設する」

- ご利用される場合は、必ず保護者の方がお子さまをクラブまでお送りください。また、安全のためにも必ず指導員にお子さまを直接お引き渡しくださいますようお願いいたします。
- 安全に配慮しながら、クラブから学校の始業時刻に合わせ、児童を登校させます。

(2) 学校休業日で台風等の影響により、閉鎖する場合は、クラブ等から連絡します。

※ 台風の大きさや通過コース・時間帯等により、クラブ運営等に危険が見込まれるときは閉鎖する場合があります。

※ ひまわりクラブの緊急時の避難場所

ひまわりクラブでは、子どもたちの安全確保を第一に考えて行動します。

災害発生等により、一時避難場所として子どもたちを預かった場合、避難指示等の新潟市の指令が解除されない限り、子どもを「一人で帰宅させません。」 直接保護者に引き渡すこととしておりますので、各ひまわりクラブの避難場所の確認と迎えをよろしくお願いします。

第1 避難所

第2 避難所

(

)

(

)

8 事故の対応と保険

クラブ内あるいは施設外で活動中にけが等の事故が起きた場合、次のとおり対処します。

事故が発生した場合の対応について

指導員の対応	保護者の対応
<p>1 応急処置をします。</p> <p>2 事故について保護者に連絡します。 (けがの状況に緊急性があり、保護者の迎えが困難な場合は、医院へ連れて行きます。)</p> <p>3 児童事故報告書に記入します。 保険適用の有無にかかわらず、直ちに次の2ヶ所へFAX送信します。 (1) 保険代理店 (2) 事務局 ◎ 原本は事務局へ提出します。</p> <p>4 保険適用する場合は保険会社より保険請求用紙を送付してもらいます。</p> <p>5 保護者から完治の連絡があれば、直ちに保険請求用紙に記入し、必要書類を添付し、保険会社へ提出します。</p>	<p>◇ 連絡を受けて、必要な場合は迎えと医療機関への受診をお願いします。</p> <p>◇ けがが完治するまで通院してください。</p> <p>※ 診察券・医院に支払った領収書は、保険請求書に必要なため保存しておいてください。</p> <p>◇ 完治した時点でひまわりクラブへその旨連絡してください。</p>

「ひまわりクラブで加入している傷害保険の補償内容」

1 補償対象となるけが

- (1) ひまわりクラブの施設の管理下中（指導員の管理下）に事故によりけがをした場合。
- (2) 学校→ひまわりクラブ→児童の自宅の、通常経路における事故によりけがをした場合。（ひまわりクラブと児童の自宅との通常経路の往復途上を含む）

2 補償対象とならないけが（代表的な例）

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によるけが。
- (2) 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使によるけが。
- (3) 脳疾患、疾病、心神喪失によるけが。

3 補償金額

- (1) 通院保険金（日額）・・・1,500円
 - ・ 事故の日から、その日を含め180日以内の実通院日数のうち90日間が限度。
 - ・ ただし、医師の指示によりギブス（取り外しができないもの）等を常時装着した場合は、装着期間を通院日数とみなす場合があります。
- (2) 入院保険金（日額）・・・2,500円
 - ・ 事故の日からその日を含め180日以内の入院日数が限度。
- (3) 手術保険金・・・10万円が限度（手術内容により、お支払い額が異なります。）
- (4) 後遺障害保険金・・・200万円（限度額：後遺障害の程度により、お支払額が異なります。）
- (5) 死亡保険金・・・200万円

4 添付していただくもの

- ・ 保険金請求金額が10万円以下の場合には診察券と領収書。（コピーでも可）
（この場合、診断書は必要ありません。）
- ・ 保険金請求金額が10万円を超える場合は保険会社専用様式の診断書。
 - ※1 他の保険会社で既に同様の様式の診断書を取っている場合にはコピーで対応できる場合もありますので、ご相談ください。
 - ※2 手術保険金を請求する場合は保険金請求額が10万円以下でも診断書が必要となります。

なお、上記傷害保険の他に、おやつ等が原因による食中毒や、ひまわりクラブ内設備の不備、または管理不十分により発生し、法的に賠償責任を負った場合に備えるための賠償責任保険に加入しております。

ご不明な点等がございましたら、「ひまわりクラブ事務局」までお問い合わせください。

9 お問い合わせ

(1) 入会する前に準備してほしいこと

- ① ひまわりクラブへ行くことをお子さまとよく話し合い、理解させ、励ましてあげてください。
 - ・ なぜ、ひまわりクラブへ行くのか。
 - ・ 保護者が働いている事実。
 - ・ 親としてのお子さまに対する思い…など。
- ② ひまわりクラブから自宅（自宅からひまわりクラブ）までの道順をお子さまと一緒に確認してみてください。
 - ・ 学校の通学路と同様に、目印になるものや危険な場所等を親子で歩きながら確かめて、「どの交差点を渡るのか」「どの信号を確かめるのか」「暗くて危険と思われる所」「子ども110番の家」など具体的な指導をしてください。
- ③ 学級担任の先生にひまわりクラブに在籍していることを伝えてください。
 - ・ 入学当初の集団下校の際に、他の子どもたちと一緒に自宅へ帰ってしまう場合があります。
 - ・ 担任の先生と連絡をとる場合もあります。
- ④ お子さまの健康管理・安全管理等について指導員とよく話し合ってください。
 - ・ 持病、特異体質などの他に、緊急時の連絡先などあらかじめ確認させてください。
 - ・ 児童への投薬は行いませんので、自分でできるように薬の管理と服用時間などを十分指導しておいてください。
- ⑤ 用意していただくものは、おおむね以下のものです。
 - ・ 着替えを紐付き袋に入れて持たせてください。季節により取り替えまたは補充をお願いします。
 - ・ ビニール袋（汚れたものを持ち帰るため）と汗拭きタオルも一緒に入れてください。
 - ・ その他の持ち物は、各クラブの指示で用意してください。
 - ・ 持ち物にはすべて記名をしてください。

(2) 児童の安全確保について

- ① 不審者による事故防止のため、送迎についてお願いする場合があります。ご協力ください。
- ② 習い事等の定期的な欠席や早帰りは、事前に指導員に申し出てください。
- ③ 急な欠席や学校を早退、お迎えに来る方の変更等は、必ず保護者からの連絡をお願いします。
- ④ 連絡のない欠席や早帰りについては、自宅や職場などに確認の電話をさせていただくことがあります。（お子さまの事故防止や安全確保の面からも必ず連絡をお願いします。）
- ⑤ インフルエンザ、百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎等の法定伝染病で出席停止になった場合は、医師の登校許可が出て、「感染症診断通知書」を学校に提出して登校した後に、登所させてください。また、土曜日と学校の長期休業期間の場合は、クラブ用の「診断

通知書」あるいは「感染症診断通知書」(コピー)を提出して登所させてください。
詳細は指導員におたずねください。

(3) 住所、連絡先、勤務先、保護者等の変更について

- ① 住所、連絡先、勤務先、保護者などの変更があった場合は、必ずご連絡ください。

(4) 連絡帳の活用について

- ① 連絡帳には、お子さまの健康状態や家庭での様子、指導員に伝えたいことなど何でも結構です。自由に書いてください。
② 欠席、早帰り、その他予定の変更等連絡事項も記載願います。
③ ご家庭からの連絡には必ず目を通し、指導員がサインか返事を書きます。クラブからの連絡を読まれた場合も同様に、保護者の方のサインをお願いします。
④ 連絡帳の他に、クラブ活動費の集金袋、おたより等の配付物を持たせます。毎日、点検をお願いします。

(5) お弁当について

- ① ひまわりクラブには、専用の調理施設がありません。土曜日、学校の長期休業日、代休日など給食のない日は、必ずお弁当・水筒を持たせてください。

(6) 宿題と朝学習について

- ① 学校の宿題については、声かけはしますが、塾ではありませんので学習の強制はしません。家庭での実施と点検をお願いします。
② 朝から開設する学校の長期休業中(春・夏・秋・冬休み期間中)は、毎日「朝学習の時間」を設けます。お子さまと相談して、自分で学習できるものを持たせてください。

(7) 保護者会について

- ① 保護者会は、保護者の方と指導員がクラブの子どもたちの様子、ご家庭での様子、クラブ行事など伝え合い話し合う大切な交流の場です。子どもたちが安心して生活できるクラブ運営をするためにも、ぜひ、積極的な参加をお願いします。
② 開催日時は、毎月の「クラブだより」等でご案内します。各クラブおおむね年4～6回、議題を決め2時間程度で開催しています。

(8) 「おたより」の発行

- ① クラブの様子や毎月の行事予定などを「クラブだより」でお知らせしています。行事の開催案内や出欠確認をすることもありますので、必ず目を通してください。
② 行事などの出欠確認の文書は、期限までに必ず提出してください。

10 ひまわりクラブ活動費について

【クラブ活動費とは】

- ひまわりクラブでは、クラブ活動費を毎月2,000円程度お預かりし、おやつ代として支出するほか、毎月の誕生会や施設外活動等に使用しています。
- クラブ活動費は、公金とは異なりますが、保護者のお金を、保護者に代わってクラブ毎に指導員が管理しています。
- 1日でも在籍した場合は、1ヶ月分をいただきます。

【運用について】

- おやつや行事・交流活動は、クラブ毎に創意工夫を凝らし特色ある活動をしておりますので、その内容や集金・支払いの額や運用は異なります。
また、お預かりした活動費はクラブ全体で蓄え、毎日のおやつや行事・交流活動に合わせ、指導員が支払いを行います。
- 毎月のクラブ活動費は、原則、返金いたしません。
- おやつについては、クラブを欠席する場合でも当日中にクラブまで取りにおいでください。

【会計監査のお願い】

- クラブ活動費の決算を監査してもらうために、保護者の代表をクラブ毎に選出いただきますので、ご協力をお願いいたします。

★監査代表

- ・ 代表者1～2名
- ・ 任期1年
- ・ クラブ活動費の年度決算において、「クラブ活動費決算報告書」等により、集金・支出について適正に執行されているかどうかを監査していただきます。(収支について帳簿と領収書が符合しているか等)

【お問い合わせ】

- クラブ活動費の取り扱い(集金・支払いの運用)は、クラブ毎に保護者からのご了解のもと行っていますので、ご不明な点、質問などございましたら、在籍クラブ指導員、ひまわりクラブ事務局までなんなりとお問い合わせください。

